

震災特例支援に係る利子補給契約書

社団法人ジェイエイバンク支援協会（以下「甲」という。）、[(金融機関)]（以下「乙」という。）及び農水産業協同組合貯金保険機構（以下「丙」という。）は、丙が「農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律」（以下「法」という。）附則第二十一条第一項に定める震災特例業務を行うために乙より借り入れる資金について、甲が乙に利子補給金（以下「利子補給金」という。）を交付することに関し、次のとおり契約（以下「本契約」という。）する。

第1条（利子補給金の交付対象資金等）

利子補給金の交付の対象とする資金（以下「利子補給対象資金」という。）は、丙が法附則第五条に定める主務大臣の決定に基づき特定優先出資等（法附則第三条に定義する「特定優先出資等」をいう。以下同じ。）を取得するため乙丙間の金銭消費貸借契約（以下「本借入契約」と総称する。）に従い乙から借り入れる資金であって、甲が農林中央金庫から法第三十三条に基づく要請を受け、あらかじめ甲の理事会において同条第二号の利子補給金の交付を行うことにつき承認したものに限り。

2 丙は、第一項により金銭消費貸借契約を締結した場合には、速やかに当該金銭消費貸借契約書の写しを甲に提出する。

3 甲は、前項の金銭消費貸借契約に基づき丙が乙から借り入れる資金（以下、本項において「当該資金」という。）が、本条第1項に定める利子補給対象資金の要件を満たすことを確認し、速やかにその旨及び当該資金に対する利子補給の内容を乙及び丙に通知する。

第2条（配当金等による利息の支払い）

丙は、各利払期日（本借入契約に定める利払期日をいう。以下同じ。）及び本借入契約における期限前弁済日（本借入契約に基づく経過利息の支払を行うべき場合に限り。以下同じ。）において、①利子補給対象資金をもって取得された特定優先出資等に係る配当（丙および震災特例組合等の間で別途定める経過優先配当金相当額を含む。以下同じ。）又は利息のうち、直前の利払期日の1ヶ月前の日（最初の利払期日が到来していない場合にあっては、本借入契約に定める借入日（本借入契約が複数ある場合には、最も早い借入日）とする。）から当該利払期日又は期限前弁済日の1ヶ月前の日までの間に支払いを受けたものの合計額に相当する額から、②甲丙間で別途定める丙がその業務の運営のために必要とする経費額を控除して得られた額（以下「利払原資」という。）を、当該利払期日又は期限前弁済日において乙が支払いを受けるべき利息の全部又は一部として、本借入契約に従い、乙に支払う。但し、丙は、次項に従い、乙以外の金融機関に対して利払を行う場合は、その支払額につき、本項の乙に対する利払を行うことを要しない。

2 丙は、特定優先出資等を取得するための資金を複数の金融機関から借り入れた場合は、乙以外の当該金融機関のいずれかに対して、前項に定める利払原資により、当該借

入の利息の全部又は一部を支払うことができる。

3 丙は、前二項の定めにより各利払期日又は期限前弁済日において支払いを予定する利息の額を、当該利払期日又は期限前弁済日の1ヶ月前の日までに甲及び乙に対して報告する。

第3条（利子補給金の交付日等）

甲は、次の各号に従い、乙に対し、利子補給金の交付を行う。かかる交付が行われた場合、交付額について、丙の乙に対する本借入契約に基づく当該利払期日又は期限前弁済日の利払が行われたものとみなされる。

① 利子補給金を交付する日（以下「利子補給金交付日」という。）

各利払期日又は期限前弁済日

② 利子補給金を交付する額

各利払期日又は期限前弁済日において本借入契約に基づき乙が支払いを受けるべき利息の額から、丙が前条第一項の定めにより当該利払期日又は期限前弁済日において支払う利息の額を控除して得られた額とする。

2 乙は、利子補給金交付日の2週間前の日までに、甲に対し書面により利子補給金の請求を行う。

3 甲が利子補給金の支払いを怠ったときは、年6%の割合による損害金（支払済までの期間につき、年365日の日割計算。1円未満は切り捨てる。）を支払うものとする。

4 甲、乙及び丙は、甲の乙に対する前項の利子補給金の交付によっても、甲が丙に対し、求償権その他何らの権利を取得することにならないことを、ここに確認する。

第4条（貸付条件の変更）

乙及び丙は、利子補給対象資金に係る貸付けの条件の変更をしようとするときは、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。

第5条（規制当局等への報告等）

甲、乙及び丙は、規制当局（日本銀行を含むがこれに限定されない。）又は格付機関から本契約、利子補給金の交付又は利子補給対象資金について、報告、調査、開示等を求められた場合は、これに協力する。

第6条（契約変更及び譲渡等）

本契約は、甲、乙及び丙の書面による合意がない限り、その内容を変更することはできない。

2 甲、乙及び丙は、他の当事者の書面による承諾がない限り、本契約に基づく権利義務及び契約上の地位の、第三者に対する譲渡、担保提供その他の処分をすることはできない。

第7条（守秘義務）

甲及び丙は、乙の書面による承諾がない限り、本契約及び本借入契約に関する一切の情報を、第三者（甲、乙及び丙の依頼した弁護士、公認会計士、税理士等を除く。）に開示しない。但し、法令等又は所管官庁の要請に従い第三者に開示する場合は、この限

りではない。

第8条（準拠法及び管轄裁判所）

本契約の準拠法は日本法とし、甲、乙及び丙は、本契約に関する紛争（訴訟及び調停を含む。）について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意する。

第9条（協議）

本契約の各条項の解釈に疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項については、甲、乙及び丙間で誠実に協議の上定める。

この契約の成立の証として、この契約書を3通作成し、甲乙丙記名押印し、各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

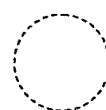
甲（指定支援法人）

住 所

名 称

代 表 者

印



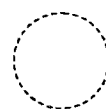
乙（金融機関）

住 所

名 称

代 表 者

印



丙（債務者）

住 所

名 称

代 表 者

印

